

やまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県産農産物の安全性を確保し消費者及び市場の評価を獲得するために、生産者、集荷団体等が主体的に実施する安全性水準の高い農産物の集荷・販売に関する取組を第三者機関が認証するやまがた農産物安全・安心取組認証制度の実施に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」とは、集荷団体等が集出荷・販売する農産物の安全性を確保するために実施する取組を認証機関が認定・登録するとともに、認証を受けた集荷団体等がその取組に関する情報を表示することを内容とする制度をいう。

2 この要綱において「集荷団体等」とは、農業協同組合、青果物卸売業者、直売施設運営主体、農業生産法人その他の農業者の組織する団体であって山形県内に住所を有する者をいう。ただし、法人格を有しない集荷団体等にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約等を有する者に限る。

3 この要綱において「生産規格」とは、農産物の安全性を確保するために集荷団体等が取り組むべき生産の方法についての基準であつて農林水産部長が別に定めるものをいう。

4 この要綱において「表示規格」とは、集荷団体等が生産規格に基づいて生産した農産物について行う表示の基準であつて農林水産部長が別に定めるものをいう。

(認証機関及び認証審査委員会)

第3条 知事は、公平性、客観性を有し、かつ、本制度を適正かつ確実に実施できる体制が整備されていると認められる県内の機関を認証機関として指定するものとする。

2 知事は、認証機関が適正かつ確実に本要綱に基づく業務を実施できるよう指導・助言を行うものとする。

3 知事は、認証機関が適正かつ確実に本要綱に基づく業務を実施することができないと認めるときは、第1項の指定を取り消すことができる。

4 認証機関は、認証の公平性及客観性を確保するため、外部の専門家等で構成し、認証に関する審査等を行う認証審査委員会を設置する。

5 認証審査委員会の構成及び任務等については、別に定めるところによる。

(認証申請)

第4条 集荷団体等は、別に定めるところにより認証機関に申請して、次条の規定による認定を受けることができる。

2 前項の申請は、別に定める品目について行うことができる。

(認定及び登録)

第5条 認証機関は、前条に基づく申請を行った集荷団体等の取組が生産規格及び表示規格に則つたものであると認めるときは、当該集荷団体等を認定するとともに、その内容を登録するものとする。

2 認証機関は、前項の認定をしようとする場合には、認証審査委員会の意見を聴くものとする。

(認証手数料等)

第6条 第4条に基づく申請(第10条第2項に基づく申請を含む。)を行う集荷団体等は、認証に係る料金として別表に定める手数料を認証機関に支払うものとする。

2 認定登録団体の取組について不適切な管理が確認された場合の現地調査(実施状況確認調査を除く)に係る経費については、認定登録団体が負担するものとし、認証機関の規定に基づき支払うものとする。

(表示)

第7条 第5条の規定により認定を受けた集荷団体等（以下「認定登録団体」という。）は、表示規格に定めるところにより、当該認定に係る取組の対象となっている農産物（以下「対象農産物」という。）について必要な事項を表示するものとする。

(実施状況確認調査)

第8条 認証機関は、認定登録団体において当該認定に係る取組が適正に行われているかどうか確認するための調査（以下「実施状況確認調査」という。）を行うものとする。

2 認定登録期間が3年以上で、生産工程管理体制が確立していると認められる認定登録団体については、実施状況確認調査に代えて実績報告等の書類により確認を行うことができるものとする。ただし過去3年間の間に改善報告書を提出した認定登録団体を除く。

(実績報告)

第9条 認定登録団体は、対象農産物の出荷を終了したときは、別に定めるところにより、認証機関に取組の実績を報告するものとする。

(認定登録の有効期間)

第10条 認定登録の有効期間は、登録の期日から1年間とする。

2 前項の有効期間は、認定登録団体の申請により更新することができるものとする。
3 前項の有効期間の更新について必要な事項は別に定めるものとする。

(登録内容の変更)

第11条 認定登録団体は、登録内容について、別に定める重要な変更が生じる場合は、栽培開始前に、別に定めるところにより、認証機関に登録内容の変更を申請するものとする。

(登録の取消し)

第12条 認証機関は、次の場合に、別に定めるところにより、第5条に規定する登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 実施状況確認調査の結果、認定登録団体の取組が生産規格又は表示規格に適合していないこと等不適切な事実が確認された場合
- (2) 認定登録団体の申請内容に虚偽が判明した場合
- (3) 認定登録団体が表示規格に定める認証マークを不正に使用した場合
- (4) その他認定登録団体が信頼性を著しく損なう行為をした場合

2 認証機関は、認定登録団体から登録取消しの申請があった場合は、その登録を取り消すものとする。

(書類等の整備及び保管)

第13条 認定登録団体は、別に定めるところにより、認証を受けた取組に関する書類、所属する構成員の名簿等を整備し、認定を受けた年度から3年間保管するものとし、認証機関の求めがあった場合にはこれを開示しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和 1年12月11日から施行する。

別表

認証手数料 (1集荷団体あたり)	基本料金	3,143円(税抜き2,857円)
	加算料金	189円(税抜き171円)×出荷集団数